



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年 3 月31日火曜日 第2659号外 1

◇ 目 次 ◇
条 例

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... (税務課) 1

条 例

○愛媛県条例第34号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3 月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p style="text-align: center;">（ 寄附金税額控除 ）</p> <p>第14条の2 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の<u>100分の20</u>に相当する金額を超えるときは、当該<u>100分の20</u>に相当する金額）とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであつて、当該納税義務者が第13条第8項に規定する課税山林所得金額（次号 _____ において「課税山林所得金額」という。）及び同項 _____ に規定する課税退職所得金額（同号 _____ において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90</p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">（ 法人の事業税の税率等 ）</p> <p>第18条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を乗じて得た金額 イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.3</u>を乗じて得た金額 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>100分の3.1</u></td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>	<p style="text-align: center;">（ 寄附金税額控除 ）</p> <p>第14条の2 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の<u>100分の10</u>に相当する金額を超えるときは、当該<u>100分の10</u>に相当する金額）とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであつて、当該納税義務者が第13条第8項に規定する課税山林所得金額（<u>以下この項</u>において「課税山林所得金額」という。）及び同条第8項に規定する課税退職所得金額（<u>以下この項</u>において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90</p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">（ 法人の事業税の税率等 ）</p> <p>第18条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。 _____ ）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.48</u>を乗じて得た金額 イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.2</u>を乗じて得た金額 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>100分の3.8</u></td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.8</u>
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>				
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.8</u>				

各事業年度の所得のうち年400万円を 超え年800万円以下の金額	100分の4.6
各事業年度の所得のうち年800万円を 超える金額	100分の6

(2)・(3) 省略

2 省略

3 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の所得に100分の6を乗じて得た金額

(2)・(3) 省略

附 則

第7条の6 省略

(寄附金税額控除に係る申告の特例における申告特例控除額の控除)

第7条の7 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に第14条の2第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第14条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の申告特例控除額は、第14条の2第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第13条第8項に規定する課税総所得金額から第14条第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

195万円以下の金額	85分の5
195万円を超え330万円以下の金額	80分の10
330万円を超え695万円以下の金額	70分の20
695万円を超え900万円以下の金額	67分の23
900万円を超える金額	57分の33

第7条の8 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 省略

2 平成27年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第18条の2及び前項の規定の適用については、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」と、「100分の4.6」とあるのは「100分の2.3」と、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を 超え年800万円以下の金額	100分の5.5
各事業年度の所得のうち年800万円を 超える金額	100分の7.2

(2)・(3) 省略

2 省略

3 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.2を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の所得に100分の7.2を乗じて得た金額

(2)・(3) 省略

附 則

第7条の6 省略

(寄附金税額控除に係る申告の特例における申告特例控除額の控除)

第7条の7 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に第14条の2第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第14条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の申告特例控除額は、第14条の2第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第13条第8項に規定する課税総所得金額から第14条第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

195万円以下の金額	85分の5
195万円を超え330万円以下の金額	80分の10
330万円を超え695万円以下の金額	70分の20
695万円を超え900万円以下の金額	67分の23
900万円を超える金額	57分の33

第7条の8 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 省略

2 平成26年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第18条の2及び前項の規定の適用については、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の3.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは

「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「第18条の2第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第18条の2第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第20条 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の規定にかかわらず、100分の3とする。

(不動産取得税の徴収猶予等)

第21条 省略

2 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第3項の規定は、法附則第11条の4第4項の規定による宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者による法附則第11条の4第4項に規定する改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第4項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第5項」と読み替えるものとする。

(自動車取得税の税率の特例)

第22条の2の2 省略

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査(同条第1項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

ア 乗用車

のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則で定めるもの(以下この条において

「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「第18条の2第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第18条の2第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第20条 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の規定にかかわらず、100分の3とする。

(不動産取得税の徴収猶予等)

第21条 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第22条の2の2 省略

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査(同条第1項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。次項において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の5第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項において同じ。)

ア 乗用車又は道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この項及び次項において「車両総重量」という。)が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次の

いずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項において

「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。

(イ) 省略

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項及び第4項において同じ。)

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ

「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。

(イ) 省略

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率(第4項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項において同じ。)

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ

クのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の5第6項から第11項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車

のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

クのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の5第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

4 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の5第6項から第11項まで又は前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

4 第2項（第1号アに係る部分に限る。）及び前項（第1号アに係る部分に限る。）の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第2項第1号ア(ウ)中「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の138」と、前項第1号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

クのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の5第6項から第11項まで又は前3項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(狩猟税の税率の特例)

第27条 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に当該県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、当該県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。）に係るものを除く。）として、鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「次項」とあるのは「以下この条」と、「受け、」とあるのは「受けた鳥獣保護管理法第9条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

(狩猟税の税率の特例)

第27条 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

- (1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録
- (2) 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の愛媛県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第14条の2第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第7条の7及び第7条の8の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

(事業税に関する経過措置)

4 新条例第18条の2第1項及び第3項並びに附則第19条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 5 新条例附則第20条及び第21条第2項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
 (自動車取得税に関する経過措置)
- 6 新条例附則第22条の2の2第2項から第5項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
 (狩猟税に関する経過措置)
- 7 新条例附則第27条の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 8 施行日から平成27年5月28日までの間における新条例附則第27条の規定の適用については、同条第1項中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下この条において「鳥獣保護法」と、「鳥獣保護管理法第9条第1項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第1項」と、「鳥獣保護管理法第2条第9項」とあるのは「鳥獣保護法第2条第5項」と、同条第2項中「(鳥獣保護管理法第9条第8項(鳥獣保護管理法」とあるのは「(鳥獣保護法第9条第8項(鳥獣保護法」と、「いい、認定鳥獣捕獲等事業者(鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。)に係るものを除く」とあるのは「いう」と、「鳥獣保護管理法第9条第8項に」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項に」と、「鳥獣保護管理法第9条第8項(鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項(」と、「者(鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。
 (愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 9 愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成27年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。
 第1条を次のように改める。
 (愛媛県税賦課徴収条例の一部改正)
- 第1条** 愛媛県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(狩猟税の税率)</p> <p>第62条 省略</p> <p>2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。</p> <p>(1) 放鳥獣猟区(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。)のみに係る狩猟者の登録 4分の1</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(狩猟税の税率)</p> <p>第62条 省略</p> <p>2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。</p> <p>(1) 放鳥獣猟区(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 _____ (平成14年法律第88号)第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。)のみに係る狩猟者の登録 4分の1</p> <p>(2) 省略</p>